

(株)日本確認検査センター
 確認検査業務手数料規程

平成 14 年 4 月 1 日制定	平成 19 年 5 月 21 日改定	平成 20 年 6 月 20 日改定	平成 21 年 6 月 8 日改定	平成 22 年 3 月 31 日改定	平成 22 年 5 月 1 日改定
平成 22 年 5 月 20 日改定	平成 22 年 6 月 25 日改定	平成 22 年 7 月 1 日改定	平成 22 年 9 月 1 日改定	平成 22 年 9 月 17 日改定	平成 22 年 11 月 25 日改定
平成 23 年 5 月 23 日改定	平成 23 年 8 月 11 日改定	平成 24 年 5 月 7 日改定	平成 25 年 11 月 21 日改定	平成 26 年 4 月 11 日改定	平成 27 年 6 月 1 日改定
平成 27 年 9 月 1 日改定	平成 28 年 6 月 1 日改定	平成 29 年 4 月 1 日改定	平成 29 年 6 月 15 日改定		

第 1 条 この規定は、別に定める「(株)日本確認検査センター確認検査業務規定」に基づき、(株)日本確認検査センター（以下センターという）が実施する確認、検査業務にかかる手数料について必要な事項を定める。

第 2 条 建築物に関する確認申請に係る手数料の額は、確認申請 1 件につき下表に掲げる通りとする。尚地域は、当センターが登録する近畿 2 府 4 県全域共通とする。

「建築物に関する申請手数料一覧表」

(別表-1-(1))

(別表-1-(2))

単位：円

種別 面積 (㎡)	確認申請「審査料 (1) + 構造審査加算料 (2)」				中間・完了検査					
	審査料 (1)			構造審査加算料 (2)	中間検査		完了検査			
	4号(特例有の戸建に限る)型式認定	戸建住宅, 兼用住宅	左欄以外		棟 (exp-j 含む) 毎に加算※1	4号(特例有の戸建に限る)型式認定 【検査部位までの面積による】	左欄以外 【検査部位までの面積による】	4号(特例有の戸建に限る)型式認定 【当機関で中間検査を行った場合】	左欄以外 【当機関で中間検査を行った場合】	4号(特例有の戸建に限る)型式認定 【中間検査が無い場合】
0～50	20,000	25,000	35,000	10,000	22,000	27,000	24,000	32,000	27,000	36,000
50超～100	22,000	30,000	38,000	20,000	25,000	30,000	26,000	34,000	30,000	38,000
100超～200	28,000	35,000	42,000	30,000	28,000	35,000	30,000	42,000	34,000	46,000
200超～500	38,000	50,000	70,000	40,000	35,000	44,000	45,000	50,000	59,000	62,000
500超～1000			90,000	60,000		55,000		80,000		100,000
1000超～2000			110,000	70,000		75,000		120,000		150,000
2000超～3000			160,000	80,000		95,000		160,000		200,000
3000超～5000			210,000	90,000		130,000		180,000		240,000
5000超～8000			240,000	100,000		170,000		200,000		270,000

8000超～10000			320,000	120,000		180,000		220,000		300,000
10000超～20000			380,000	180,000		220,000		280,000		370,000
20000超～50000			420,000	250,000		360,000		400,000		500,000
50000超			協議	協議		協議		協議		協議

※1 構造審査加算料(2)については構造計算書(木造の壁量・1/4分割による簡易計算のものは除く)を添付されているものに限る

「建築物省エネルギー適合判定対象物件の完了検査加算料」

(別表-1-(3)) 単位：円

延べ面積 (㎡)	完了検査加算料
2000～3000	50,000
3000超～5000	60,000
5000超～8000	70,000
8000超～10000	80,000
10000超～20000	90,000
20000超～50000	110,000
50000超	協議

※棟が複数ある場合は事前にご相談下さい。

※遠隔地の場合は遠隔割増料金(別表-3)の150%を加算します。

※仮使用の場合は事前にご相談下さい。

※建築物省エネルギー適合判定対象物件の軽微な変更手数料は(特記事項-27)を参照下さい。

「ルート2 基準審査手数料」

(別表-2) 単位：円

棟毎の床面積 (㎡)	
0～200	82,000
200超～500	98,000
500超～1000	114,000
1000超～2000	130,000
2000超～10000	155,000
10000超～50000	205,000
50000超	380,000

※エキスパンションジョイント等により、構造上独立している場合は別棟とみなし各棟毎に加算します。

(特記事項)

1. 料金を振り込まれる場合、振込み手数料は申請者にてご負担願います。
2. 前年度につき、同一規模の確認（計画変更は除く）が、50件/年以上の確認実績がある者の申し出により、契約締結した確認申請手数料は、10%減額できるものとします。
3. 完了検査時に検査員から「確認審査等に関する指針（告示第835号第三第4第三号）」に基づき追加説明書等の提出を指示されたものは計画変更と同様に扱い、当該変更に関する部分の面積の1/2を別表-1-(1)により算出した額とします。
A-＜確認審査手数料関係＞
4. フレキシブルディスク（FD）による確認申請手数料の額は、上表（別表-1-(1)）の金額から2,000円を減じた額とします。
5. 法第6条1項1号且つ法第20条四号イで構造計算書添付を要するものについては別表-1-(1)の構造審査加算料がかかります。
構造計算書添付の必要な建築物の例：延べ面積100㎡を超え200㎡以下の特殊建築物で、かつ、鉄骨造でラーメン構造の建築物（施行令69条より）
6. ルート2の計算書での建物は通常の構造審査加算料に加え別表-2の金額を加算します。
7. 特定天井審査手数料については、その部分の面積×2の面積を別表-1の構造審査加算料に基づき算出した額とします。
8. あらかじめの検討資料添付の場合の料金については別途協議による。
9. 浄化槽保護の躯体について、1基5,000円の手数料がかかります。
10. 確認申請において、確認審査業務マニュアル以外の手順（申請図書作成指導等）が生じる場合、別途料金がかかります。
11. 建築物の計画変更に係る確認申請手数料の額は、原則として当該変更に関する部分の面積の1/2を別表-1-(1)により算出した額とします。
尚、計画変更は、FD申請適用外とします。
12. 計画変更に係る確認を要しない軽微な変更（法施行規則第3条の2）のうち、変更内容が意匠・構造・設備の2分野以上に渡る場合の手数料は届出毎に5,000円とする。
13. 用途変更の確認申請の手数料は変更部分の面積を別表-1-(1)に基づき算出した額とします。
14. 増築の確認申請に係る手数料は、当該増築に係る建築物の部分としての面積と、当該既存建築物の1/2の面積を合計した面積により、別表-1を適用します。（要相談）
15. 避難安全検証法等により設計を行った確認申請手数料については、別表-8を加算した額とします。
16. 天空率採用の場合、審査料金は項目毎に5,000円が別途加算となります。（道路、隣地、北側の各斜線毎）
B-＜検査手数料関係＞
17. 中間又は完了検査で、当該検査場所が遠隔となる場合の料金は、「中間又は完了検査時に遠隔割増料金を必要とする区域」（別表-3）により検査手数料に加算されます。
18. 中間検査において、工法上等の理由から一括検査を受験できない場合の対応について、2回目以降の検査手数料については、追加料金として実質その都度検査を行う床面積の25%の面積を、別表-1に基づき算出した額とする。但し、工区分けをしても全ての工区の検査が必要な行政区域の物件については、検査毎（工区毎）の床面積を同じく別表-1に基づき算出した額とします。
19. 「階数が3以上である共同住宅の床及び梁に鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程」において工区分けを行う場合は、検査毎（工区毎）の床面積を別表-1に基づき算出した額とします。
20. 棟が複数あり、そのうちのいずれかの棟の仮使用検査を受け、その検査に弊社検査員が立ち会った場合、のちの完了検査手数料は各棟毎の面積を別表-1に基づき算出した額とします。
21. 増築の検査申請に係る手数料は、当該増築に係る建築物の部分としての面積と、当該既存建築物の1/2の面積を合計した面積により、別表-1を適用します。（要相談）
C-＜仮使用認定手数料関係＞
22. 仮使用認定手数料は仮使用する部分の面積を別表-1-(1)の審査料(1)に基づき算出した額に別表-1-(2)の完了検査手数料に基づき算出した額を加えた額とします。
23. 仮使用認定を受けた建物の完了検査手数料は当該建物の延べ面積から仮使用部分の面積を差し引いた面積を別表-1-(2)の完了検査手数料に基づき算出した額とします。
24. 仮使用認定に伴う現場検査において当該検査場所が遠隔となる場合は割増料金が「中間又は完了検査時に遠隔割増料金を必要とする区域」（別表-3）により検査手数料に加算されます。
D-＜検査済証のない建築物の建築基準法適合状況調査手数料関係＞
25. 建築基準法適合状況調査業務の内容として主に①図上調査、②現地調査、③報告書作成の業務が有り手数料は原則、下記①から③を基本として作業の難易度により

増減します。尚、検査済証のない建築物の建築基準法適合状況調査の手数料には別途消費税がかかります。

- ① 図上調査手数料： 別表-1-(1)の審査料(1)×2 + 構造審査加算料(2) とします。
- ② 現地調査手数料： 別表-1-(2)の完了検査×2 とします。ただし、当該検査場所が遠隔となる場合は割増料金が「中間又は完了検査時に遠隔割増料金を必要とする区域」(別表-3)により手数料に加算されます。
- ③ 報告書作成手数料： 規模にもよりますが1件100,000円とします。

E-＜建築物省エネルギー適合判定対象物件手数料関係＞

- 26. 建築物省エネルギー適合判定対象物件の完了検査手数料は別表-1-(2)の完了検査手数料に基づき算定した額に別表-1-(3)に基づき算定した額を加算した額とします。
- 27. 建築物省エネルギー適合判定対象物件の軽微な変更手数料は下記のとおりとします。
 - ・軽微な変更ルートAの場合は、「**㈱日本確認検査センター建築物省エネ法判定業務規程別表3**」により算出した額の1/10とします。
 - ・軽微な変更ルートBの場合は、「**㈱日本確認検査センター建築物省エネ法判定業務規程別表3**」により算出した額の1/5とします。
 - ・軽微な変更ルートCの場合は、「**㈱日本確認検査センター建築物省エネ法判定業務規程別表3**」により算出した額の1/10とします。

第2条の2 計画変更に係る確認を要しない軽微な変更（法施行規則第3条の2）のうち、変更内容が意匠・構造・設備の2分野以上に渡る場合には、届出毎に5,000円申し受けます。

「中間又は完了検査に遠隔割増料金がかかる地域」 (本社申請用)

(別表-3)

府 県	大 阪 府	兵 庫 県	京 都 府	奈 良 県	滋 賀 県	和 歌 山 県
割増金額						
¥5,000	能勢町、豊能町、 岬町、阪南市、 河南町	神戸市(北区、西区) 明石市、三田市、 猪名川町	京都市(右京区、 左京区、北区、 西京区、山科区)、 向日市、宇治市、 城陽市、京田辺市、 木津川市	大和郡山市、 天理市、桜井市、 橿原市、香芝市、 大和高田市、 葛城市、平群町、 斑鳩町、河合町、 三郷町、安堵町、 三宅町、上牧町、 広陵町、		和歌山市、橋本市、 かつらぎ町
¥7,000	千早赤阪村	加古川市、三木市、 小野市、播磨町	亀岡市、精華町、 井手町	奈良市月ヶ瀬、 奈良市都祁、 御所市、田原本町、	大津市、草津市、 守山市、栗東市	岩出市、紀の川市

				川西町、宇陀市、 明日香村		
¥10,000		姫路市、加東市、 高砂市、稲美町、 福崎町、西脇市	京丹波町、南丹市、 宇治田原町	東吉野村、五條市 大淀町	野洲市、湖南市、 近江八幡市、 甲賀市、高島市	海南市、有田市
¥12,000		洲本市、加西市、 丹波市、南あわじ 市、淡路市、上郡町、 篠山市、相生市 赤穂市			竜王町、東近江市、 長浜市、米原市、 彦根市、日野町、 愛荘町	湯浅町、有田川町
¥15,000		朝来市、佐用町、 たつの市、多可町、 太子町、養父市	福知山市、綾部市 与謝野町			御坊市
¥20,000		豊岡市	舞鶴市、宮津市 京丹後市、伊根町			上富田町、白浜町、 田辺市、すさみ町
¥25,000						新宮市、那智勝浦 町

※阪神事務所については別に定める。

(特記事項)

1. 一箇所で複数物件を同時に検査する場合の遠隔割増料金は一物件につき1/2の料金とする。(昇降機・工作物を除く。)
2. 一箇所で複数の昇降機・工作物を同時に検査する場合の遠隔割増料金は別途協議とする。
3. 検査対象面積が3000㎡を超える物件の場合は遠隔割増料金の150%の料金とする。
4. 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、(別表-4,-5)「工作物の確認検査手数料」の確認申請欄に掲げる額とする。又、特殊なものについては、別途見積書により定めるものとする。

「工作物の確認検査手数料」

(別表-4)

工作物の指定			確認申請 (1基当たり)	完了検査 (1基当たり)
施行令	種別	範囲		
令第138条第1項	煙突等、他 ※1		12,000円×R	12,000円×R

(特記事項)

- フレキシブルディスクによる確認申請の場合は、上表の手数を各々2,000円減額する。
- 完了検査に於いて遠隔割増料金が必要な地域は(別表-3)による。
- ※1 $R=h/k$
h: 工作物の高さ (m)
k: 工作物の区分に応じた係数 (別表-5)
(但し、Rが1.0に満たない場合は1.0とする。又1.0を超えるものは、小数点以下を切り上げとする。)
- 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

(別表-5)

工作物の区分 (令第138条第1項-1)		k
第一号 煙突等	$h>6$	6
第二号 PC造柱、S柱、木柱等	$h>15$	15
第三号 広告塔、装飾塔等	$h>4$	4
第四号 高架水槽、物見塔等	$h>8$	8
第五号 擁壁	$h>2$	2

(建築設備に関する確認申請手数料)

第5条 建築設備に関する確認申請手数料の額は1件につき、昇降機については、

- ① 建築確認申請と同時に申請する場合は(別表-6)による。
- ② 昇降機だけの単独申請で、既存建物等の改造を伴う場合は(別表-7)による。

「昇降機の確認申請手数料(建築確認申請と同時に申請の場合)」

(別表-6)

設置台数の合計	確認申請手数料の額(1台当り)	完了検査手数料の額(1台当り)
1台	25,000円	30,000円
2～5台	22,000円	25,000円
6台以上	19,000円	20,000円
型式部材等製造者認証エレベーター (ホームEV等)	17,000円	18,000円
非常用のエレベーター	40,000円	40,000円
小荷物専用昇降機	15,000円	15,000円

(特記事項)

1. 完了検査に於いて遠隔料金が必要な地域は(別表-3)による。
2. 申請者の都合により昇降機と建築物の検査日が異なる場合の昇降機の完了検査手数料は(別表-7)による。
3. フレキシブルディスクによる確認申請は、2,000円減額とする。
4. 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。

「昇降機だけの確認申請手数料(既存建物等の改造を伴う申請の場合も含む)」

(別表-7)

設置台数の合計	確認申請手数料の額(1台当り)	完了検査手数料の額 (1台当り)
1台	34,000円	46,000円
2～5台	31,000円	41,000円
6台以上	28,000円	36,000円
型式部材等製造者認証エレベーター (ホームEV等)	25,000円	25,000円
非常用のエレベーター	45,000円	45,000円
小荷物専用昇降機	25,000円	25,000円

(特記事項)

- 完了検査に於いて遠隔料金が必要な地域は(別表-3)による。
但し、単独検査の場合は遠隔割増料金の200%とする。(別途確認検査員立会いの為)
- フレキシブルディスクによる確認申請は、2,000円減額とする。
- 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。
- EV荷重により構造計算が必要な物件は構造審査加算料20,000円を加算する。

「避難安全検証法等により、設計を行った確認申請手数料の加算額」

(別表—8)

床面積の合計	階避難安全 検証法	全館避難安全 検証法	耐火性能 検証法	防火区画 検証法	エネルギーの釣合耐震計算、限界耐力計算 並びに免震建築物
10,000㎡以下	40,000円	60,000円	30,000円	10,000円	20,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以下	60,000円	80,000円	40,000円	20,000円	32,000円
50,000㎡を超え、100,000㎡以下	80,000円	100,000円	50,000円	30,000円	60,000円
100,000㎡を超え、200,000㎡以下	100,000円	120,000円	60,000円	40,000円	96,000円
200,000㎡を超えるもの	150,000円	180,000円	90,000円	60,000円	128,000円

(注) ※ エネルギーの釣合耐震計算、限界耐力計算、並びに免震建築物にかかるものについては、国土交通大臣の認定、又は性能評価機関の評定を受けたもの、並びに(別表—1)の「分譲共同住宅、ホテル、旅館」の欄に該当する手数料につき、当該手数料を納入したものについては、本項は適用しないことができる。

※ 計画変更申請手数料は、上記金額の1/2の額とする。

※ 料金を振り込まれる場合、振り込み手数料は申請者にてご負担願います。